

(平成26年12月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 54 件

厚生年金関係 54 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月25日は14万4,000円、16年2月25日は18万9,000円、同年8月25日は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私は、A社から申立期間に係る賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された2003年(平成15年)7月分、2004年(平成16年)1月分及び同年7月分の給与明細書並びに預金取引明細表に記載されている内容から判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は14万4,000円、申立期間②は18万9,000円、申立期間③は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため、確認することはできず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 9131

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月18日から同年8月1日まで
昭和63年4月1日にB社に入社後、2年間の条件でA社に出向した。
申立期間については、出向先であるA社に勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思う。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人の人事記録、雇用保険加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和63年7月18日にB社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和63年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険及びC企業年金基金における申立人のA社での資格取得日が社会保険事務所における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所、公共職業安定所及び厚生年

金基金の三者が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 63 年 8 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、同賞与に係る支給日を平成15年12月19日とし、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月

私は、A社から申立期間に賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金取引明細表により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けたことが確認できる。

また、同僚が所持する賞与明細書から、当該同僚は賞与支給額に見合った厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、上記預金取引明細表において確認できる賞与振込日の記録から、平成15年12月19日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、上記預金取引明細表における賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、20万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られず、このほかにこれを確認できる関連資

料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成16年12月10日は43万4,000円、20年6月10日は75万円、同年12月10日は14万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成20年6月10日
③ 平成20年12月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であったが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料について

は、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 43 万 4,000 円、申立期間②は 75 万円、申立期間③は 14 万 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を57万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月9日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から57万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を53万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月9日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から53万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成19年6月14日は50万円、同年12月10日は10万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月14日
② 平成19年12月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 50 万円、申立期間②は 10 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成17年6月13日は32万3,000円、同年12月8日は5万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月13日
② 平成17年12月8日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 32 万 3,000 円、申立期間②は 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成15年12月9日は49万5,000円、17年12月8日は16万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月9日
② 平成17年12月8日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 49 万 5,000 円、申立期間②は 16 万 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を14万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月8日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から14万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成17年6月13日は31万8,000円、同年12月8日は4万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月13日
② 平成17年12月8日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 31 万 8,000 円、申立期間②は 4 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を37万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から37万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成18年12月12日は35万円、19年6月14日は7万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月12日
② 平成19年6月14日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 35 万円、申立期間②は 7 万 1,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成22年12月10日は37万8,000円、23年6月10日は3万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成22年12月10日
② 平成23年6月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 37 万 8,000 円、申立期間②は 3 万 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を14万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月12日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から14万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を10万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月12日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成16年12月10日は30万円、17年6月13日は4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年6月13日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 30 万円、申立期間②は 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月8日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から 30 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を35万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から 35 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を30万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から30万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を19万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月13日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から19万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を35万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月12日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から 35 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成22年12月10日は45万円、23年6月10日は14万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年12月10日
② 平成23年6月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 45 万円、申立期間②は 14 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を31万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月13日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から31万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を18万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から18万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を29万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月8日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から29万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成17年6月13日は34万3,000円、同年12月8日は12万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月13日
② 平成17年12月8日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 34 万 3,000 円、申立期間②は 12 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成16年6月10日は35万円、同年12月10日は6万3,000円、19年6月14日は65万円、同年12月10日は1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成19年6月14日
④ 平成19年12月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であったが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出した

ことが確認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 35 万円、申立期間②は 6 万 3,000 円、申立期間③は 65 万円、申立期間④は 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を18万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成17年12月8日は23万7,000円、19年12月10日は31万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日
② 平成19年12月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 23 万 7,000 円、申立期間②は 31 万 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を22万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から22万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成21年6月12日は31万5,000円、同年12月7日は2万3,000円、23年12月9日は26万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年6月12日
② 平成21年12月7日
③ 平成23年12月9日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であったが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料について

は、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 31 万 5,000 円、申立期間②は 2 万 3,000 円、申立期間③は 26 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成15年12月9日は50万1,000円、22年6月10日は21万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月9日
② 平成22年6月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 50 万 1,000 円、申立期間②は 21 万 9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成15年6月12日は26万8,000円、同年12月9日は7万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月12日
② 平成15年12月9日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 26 万 8,000 円、申立期間②は 7 万 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を29万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年6月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から29万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を21万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から21万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成21年12月7日は45万円、22年6月10日は18万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月7日
② 平成22年6月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 45 万円、申立期間②は 18 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を33万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から 33 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成22年6月10日は57万2,000円、同年12月10日は14万7,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成22年6月10日
② 平成22年12月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 57 万 2,000 円、申立期間②は 14 万 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成16年12月10日は30万6,000円、17年6月13日は4,000円、20年6月10日は50万円、同年12月10日は23万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年6月13日
③ 平成20年6月10日
④ 平成20年12月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であったが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出した

ことが確認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 30 万 6,000 円、申立期間②は 4,000 円、申立期間③は 50 万円、申立期間④は 23 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成18年6月8日は34万5,000円、同年12月12日は11万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月8日
② 平成18年12月12日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 34 万 5,000 円、申立期間②は 11 万 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成18年6月8日は28万7,000円、同年12月12日は9万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月8日
② 平成18年12月12日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 28 万 7,000 円、申立期間②は 9 万 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を28万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から28万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成17年12月8日は22万7,000円、20年12月10日は35万円、21年6月12日は14万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月8日
② 平成20年12月10日
③ 平成21年6月12日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であったが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料について

は、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 22 万 7,000 円、申立期間②は 35 万円、申立期間③は 14 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成19年12月10日は18万1,000円、21年12月7日は31万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日
② 平成21年12月7日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 18 万 1,000 円、申立期間②は 31 万 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を29万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年12月9日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から29万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成22年6月10日は31万5,000円、同年12月10日は11万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年6月10日
② 平成22年12月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 31 万 5,000 円、申立期間②は 11 万 1,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成22年12月10日は31万5,000円、23年6月10日は5万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年12月10日
② 平成23年6月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 31 万 5,000 円、申立期間②は 5 万 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を30万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月12日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から30万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成20年6月10日は31万8,000円、同年12月10日は3万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年6月10日
② 平成20年12月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 31 万 8,000 円、申立期間②は 3 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成22年6月10日は31万5,000円、同年12月10日は9万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年6月10日
② 平成22年12月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 31 万 5,000 円、申立期間②は 9 万 9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を平成18年6月8日は18万円、同年12月12日は1万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月8日
② 平成18年12月12日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康

保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から、申立期間①は 18 万円、申立期間②は 1 万 1,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を26万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年12月9日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から26万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA事業所における申立期間に係る標準賞与額を25万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年6月10日

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間は育児休業期間中であつたが、当該期間に支給された賞与に係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならないものとされている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間について、同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、A事業所の事業主は、申立人について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主は、上記賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成26年7月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があつた場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞

与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿における当該賞与額から25万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は昭和 53 年 5 月に結婚し、同年 6 月に区役所の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

国民年金の加入手続を行った時、出張所の職員から、私は 4 年分、妻は 5 年分の国民年金保険料を遡って納付できるとの説明を受けたため、私が、昭和 53 年 7 月に夫婦それぞれの申立期間並びに昭和 51 年度及び 52 年度の保険料を区役所の出張所又は郵便局で遡ってまとめて納付した。

妻の年金手帳の備忘録には、「5 年分遡って支払っている」との妻のメモが残っており、当該メモは、申立期間の国民年金保険料を納付したあかしである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時、区役所の出張所の職員から、申立人は 4 年分、申立人の妻は 5 年分の国民年金保険料を遡って納付できるとの説明を受けたため、申立人が夫婦それぞれの申立期間並びに昭和 51 年度及び 52 年度の保険料を遡ってまとめて納付したと述べているが、保険料を納付した時期、場所及び納付方法についての記憶が明確でなく、遡ってまとめて納付した保険料額について記憶していないことから、申立人の申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳の記載から、申立人の昭和 51 年度及び 52 年度の国民年金保険料は昭和 53 年 6 月に一括して過年度納付されていることが推認できるが、申立期間の保険料が特例納付により納付された形跡は見当たらない上、申立人の国民年金被保険者名簿等においても、その形跡は見当たらない。

い。

さらに、申立人は、妻の年金手帳の備忘録に記載されている妻のメモが、申立期間の国民年金保険料を納付したことのあかしであると主張しているが、当該メモをもって、申立人が当該期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の保険料を納付していた事実を裏付ける新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から51年3月まで

私は昭和53年5月に結婚し、私の夫が、同年6月に区役所の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

夫は、国民年金の加入手続を行った時、出張所の職員から、夫は4年分、私は5年分の国民年金保険料を遡って納付できるとの説明を受けたため、夫が、昭和53年7月に夫婦それぞれの申立期間並びに昭和51年度及び52年度の保険料を区役所の出張所又は郵便局で遡ってまとめて納付した。

私は、夫から、私の国民年金保険料を5年分納付してきたと聞いた時、年金手帳の備忘録に、「5年分遡って支払っている」とメモ書きしており、当該メモは、夫が申立期間の保険料を納付したあかしである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、国民年金の加入手続を行った時、区役所の出張所の職員から、申立人は5年分、夫は4年分の国民年金保険料を遡って納付できるとの説明を受けたため、申立人及び夫の申立期間並びに昭和51年度及び52年度の保険料を遡ってまとめて納付したとしているが、夫は、保険料を納付した時期、場所及び納付方法についての記憶が明確でなく、遡ってまとめて納付した保険料額について記憶していないことから、申立人の申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳の記載から、申立人の昭和51年度及び52年度の国民年金保険料は昭和53年6月に一括して過年度納付されていることが推認できるが、申立期間の保険料が特例納付により納付された形跡は見当たらない上、申立人の国民年金被保険者名簿等においても、その形跡は見当たらない。

い。

さらに、申立人は、自身の年金手帳の備忘録に書いたメモが、申立期間の国民年金保険料を納付したことのあかしであると主張しているが、当該メモをもって、申立人の当該期間の保険料が納付されていたと推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の保険料を納付していた事実を裏付ける新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から61年3月までの期間及び同年6月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から61年3月まで
② 昭和61年6月から62年3月まで

私が20歳になった昭和50年*月頃に、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、母親が58年*月に亡くなるまで、母親が自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。

その後は、昭和62年4月に共済組合に加入するまで、私が納付書により2か月あるいは3か月ごとに銀行で国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きに直接関与していない上、申立期間①のうち、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとする昭和50年10月から58年3月頃までの期間については、申立人の母親は既に他界しており、証言を得ることができないこと、及び申立期間①のうち、申立人が保険料を納付していたとする58年4月頃から61年3月までの期間及び申立期間②については、申立人は当該期間の保険料の納付周期及び納付金額をはっきりとは憶^{おぼ}えていないことから、申立人の国民年金の加入状況並びに申立期間①及び②の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、母親が、昭和50年*月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の加入手続き時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、母親が他界した後の58年10

月頃と推認されることから、申立内容と一致せず、当該加入手続時点において、申立期間①のうち、過半の期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は、合計 136 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7298 (事案 7164 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 61 年 4 月から平成 16 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 53 年 9 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 16 年 5 月から 19 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 53 年 9 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から平成 16 年 4 月まで
④ 平成 16 年 5 月から 17 年 3 月まで
⑤ 平成 17 年 4 月から 19 年 10 月まで

私は、前回、申立期間①、③及び④について申立てを行ったが、記録訂正が認められなかったため、納得ができないので、再度、申立てを行う。また、コールセンターに私の国民年金保険料について相談したところ、「あなたの国民年金の加入期間である 350 か月について、国民年金保険料を重複して納付した記録がある。」と言われたので、申立期間②及び⑤についても、今回、新たに申立てを行う。

前回の申立てにおいて、申立期間①について、私は、昭和 53 年 7 月に、区役所で国民年金の加入手続を行った際に、当該期間の国民年金保険料を同区役所の窓口で付加保険料を含め 1 万円ぐらい納付したと申立てを行ったが、付加保険料を納付した記憶が無いことから、定額保険料のみを納付していたと思う。また、申立期間③及び④については、当該期間の保険料を半年又は 1 年分ずつ納付書により金融機関で納付したが、申立期間③の保険料の納付を示す資料として、身体障害者手帳及び国民年金裁定請求却下通知書等を提出する。

今回新たに申立てを行った申立期間②について、私は、昭和 53 年 9 月に

区役所で付加年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、同区に居住していた頃は、毎月及び2か月ごとに保険料の集金に来ていた金融機関の職員にそれぞれ納付し、転居してからは、転居先の複数の郵便局で重複して納付していた。また、申立期間⑤について、当該期間の保険料を口座振替により金融機関で納付していたにもかかわらず、納付書が届いたため、当該納付書により金融機関で半年又は1年分ずつ保険料を納付した。

申立期間①について、私の国民年金の記録を納付済みに訂正するとともに、申立期間②、④及び⑤について、重複納付した国民年金保険料、及び申立期間③について、国民年金第3号被保険者期間であるにもかかわらず納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、前回、年金記録確認A地方第三者委員会に申立てを行っているが、i) 申立期間①については、申立人は、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人が国民年金の任意加入被保険者となったのは昭和53年9月であることが確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であること、及び申立人は、当該期間の保険料を1万円ぐらい納付したと主張しているが、当該金額は、当該期間の保険料を実際に納付した場合の金額と乖離^{かい}していること、ii) 申立期間③については、申立人は、国民年金第3号被保険者資格期間中も保険料を納付していたと主張しているが、制度上、第3号被保険者は、保険料の納付を要しないことから、申立人に保険料の納付書が発送されていたとは考え難い上、オンライン記録によると、申立人の61年4月1日付けの第3号被保険者の資格取得は、同年4月19日に処理されていることが確認できること、及び当該期間は、217か月と長期間に及んでおり、これだけ長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い上、当該期間のうち、平成9年1月以降の期間は、基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難いこと、iii) 申立期間④については、オンライン記録によると、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の処理は、16年9月13日に行われていることから、同年9月前に納付書が作成されていないと推認できる上、当該期間の保険料は同年10月に一括で納付されたことが確認でき、当該期間の納付書が複数発行されたとは考え難いこと、iv) 申立期間③及び④については、申立人の主張のとおり、当該期間の保険料を納付した場合、当該保険料は還付されることとなるが、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録等において、保険

料が還付された形跡は見当たらないこと等を理由として、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会の決定に基づき平成 26 年 1 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回の申立てにおいて、前回申立てがあった申立期間①について、申立人は、当該期間の付加保険料については納付した記憶が無いと前回の申立内容を変遷させているが、申立人が納付したとする 1 万円は、当該期間の定額保険料のみを実際に納付した場合の金額とも乖離している。

申立期間③について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、今回、年金加入期間確認請求書（厚年用）、平成 8 年 9 月 20 日付け「国民年金裁定請求却下通知書」等を提出しているが、これらの資料から申立人が当該期間の保険料を納付していたことを確認することはできない。

申立期間④について、申立人から当該期間の国民年金保険料を重複納付していたことをうかがわせる新たな証言や資料の提出は無い。

申立期間①、③及び④について、そのほかに、年金記録確認 A 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

今回新たに申立てがあった申立期間②について、申立人は、昭和 53 年 9 月に区役所で付加年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を金融機関の職員を通じて、又は郵便局で納付していたと主張しているが、申立人が付加年金に加入したのは、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳等において 54 年 1 月であることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を重複納付していたことを裏付ける資料として、昭和 57 年 1 月から 61 年 12 月までの期間の家計簿を提出しているが、57 年 4 月から 61 年 2 月までの期間については、いずれも 2 か月ごとに納付していた保険料額が記載されているものの、重複納付を示す金額等は確認できない。

申立期間⑤について、申立人は、当該期間の国民年金保険料を口座振替により金融機関で納付していたにもかかわらず、納付書が届いたので、当該納付書により金融機関で重複納付したと主張し、それを裏付ける資料として、平成 17 年 5 月から 19 年 10 月までの口座振替通知書、16 年 1 月から 17 年 12 月までの社会保険料控除証明書及び 16 年 5 月から 17 年 3 月までの保険料の領収証書（前回提出）等を提出しているが、それらの資料はいずれも、納付方法、納付年月日及び保険料額がオンライン記録と符合している上、全て同一の基礎年金番号であることが確認できることから、申立人の重複納付を裏付ける資料とは認められない。

また、申立期間⑤は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成

14 年 4 月以降の期間であり、当該事務の一元化に伴い、事務処理の機械化が一層促進された期間であることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

このほか、申立人の主張のとおり、申立期間②及び⑤の国民年金保険料を重複納付していた場合、当該保険料は還付されることとなるが、申立人が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録等において、保険料が還付された形跡は見当たらない上、申立人の主張のとおり、申立期間②から⑤までの国民年金保険料を重複納付するためには、別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い。

また、申立人の申立期間は、合計 355 か月に及んでおり、これだけ長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②、④及び⑤の保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年12月まで

私は、平成3年4月に学生が国民年金に強制加入となった際、実家の母親から国民年金への加入を勧められたので、A市B区役所で加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、遡って一括して同区役所で納付した。加入手続きを行った時期、当該期間の保険料を納付した時期及び納付金額についての正確な記憶は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って一括して区役所で納付したと主張しているが、i) 申立人は保険料の納付時期及び納付金額について、記憶していないこと、ii) 申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達者の被保険者資格取得日等から、平成5年1月ないし同年2月と推認でき、その時点で申立期間の保険料は過年度納付が可能であるが、制度上、区役所の窓口で保険料を過年度納付することはできないことから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月

私は、A社から申立期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について照会を行ったが、回答が得られず確認することができない。

また、申立人も申立期間に係る賞与明細書を所持していない上、申立人が申立期間における賞与の振込先であったとするB銀行C支店に取引履歴の照会を行ったが、「既に資料を廃棄している。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る賞与の支給について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間当時の住所であるD市及び同市を管轄するD税務署に平成 15 年所得分に係る税務関係資料について照会を行ったが、いずれも当該資料は無い旨回答していることから、申立人の申立期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9185

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
私は、A社に派遣社員として勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の記録が無い。平成 18 年分の源泉徴収票を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された「派遣スタッフ雇用契約書」及び事業主の回答から、申立人が申立期間のうち、平成 18 年 4 月 24 日から同年 6 月 30 日の期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主から提出された「2006 年分賃金台帳」によると、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない上、事業主が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」には、申立人が平成 18 年 7 月 1 日付けで被保険者資格を取得していることが記載され、オンライン記録と一致している。

また、B健康保険組合が「申立人は、申立期間において、当健康保険組合の任意継続被保険者であり、健康保険料は納付済みである。」と回答しているところ、申立人が提出した平成 18 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、「2006 年分賃金台帳」の社会保険料額、前職分の社会保険料額及びB健康保険組合の任意継続被保険者期間に係る健康保険料納付済額を合算した額と一致しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A 事業所に昭和 58 年 4 月 1 日から勤務し、その後、同事業所で B 共済組合に加入し継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間の資格喪失日は、昭和 60 年 4 月 1 日になるはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 事業所に継続して勤務していたと申し立てているが、B 事業所から提出された申立人に係る人事記録及び組合員証整理簿（健康保険被保険者証台帳）により、申立人の任用期間は、昭和 60 年 3 月 30 日までであり、退職日が同日と記録されていることが確認できる。

また、B 事業所は、「申立人が採用された C 職の身分は非常勤職員であり、申立期間は、国の機関であったため非常勤職員を通年採用することができなかった。申立人の退職日は昭和 60 年 3 月 30 日であり、月末まで雇用されていないため同年 3 月の厚生年金保険料の控除は行っていない。」と回答している。

さらに、申立人と同様に申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない複数の同僚に照会したものの、昭和 60 年 3 月の保険料について給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されており、同法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されている。